

平成 1 7 年度第 2 回兵庫県河川審議会 議事録

平成 1 7 年 1 0 月 1 9 日

平成 17 年度第 2 回河川審議会

平成 17 年 10 月 19 日（水）

兵庫県職員会館 1 階 特別会議室

司会者（黒田主幹） それでは定刻となりましたので、ただいまから平成 17 年度の第 2 回目の兵庫県河川審議会を開催させていただきます。

私、本日の進行を担当させていただきます事務局の黒田です。よろしくお願いいたしますします。

まず、審議に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、次第でございます。今日は、11 時 30 分ごろを目途に予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次第の後ろが委員名簿でございます。その後ろが県の出席者名簿でございます。ホッチキスどめをしております。その後ろが配席図でございます。

それから、別のホッチキスどめですが、河川審議会条例ということでホッチキスどめをしたものでございます。これは条例のほか運営要綱等全部で 9 ページでございます。

それから、1 枚もので諮問文でございますが、育波川水系の河川整備基本方針の策定についてという諮問文でございます。

それから、A3 横長でございますが、参考資料としまして県内の二級河川の概要ということで、カラーで刷ったものですが 6 枚ものでございます。ちょっとページ打っておりませんが、6 枚ものでございます。よろしくお願いいたします。

それから、資料でございますが、資料の 1 - 1 が志筑川水系河川整備基本方針案

ということで7ページまでございます。資料1 - 2が志筑川の変更対照表ということで3枚ものでございます。資料1 - 3が志筑川のパブリックコメントを整理したもので1枚ものでございます。

それから、資料2 - 1でございますが、育波川水系河川整備基本方針案ということで、これも7ページでございます。それから、資料2 - 2育波川水系河川整備基本方針案の説明資料ということで24ページまでページ打っております。

最後に、参考というのが1枚ついております。

資料につきましては以上ですが、よろしいでしょうか。

続きまして、本日の審議会の成立の関係です。本審議会の委員数につきましては、全員で17名でございます。本日は、代理出席も含めまして12名の皆様にご出席いただいております。

兵庫県河川審議会条例第7条第2項の規定でございますが、これは委員の過半数出席の規定でございます。これにより本会議が成立しているということをご報告させていただきます。

それでは、お手元の次第によりまして会議を進めさせていただきます。

初めに、県土整備部の土木局長の井上の方から、ごあいさつを申し上げます。

井上県土整備部土木局長 おはようございます。県土整備部土木局長の井上でございます。

本日は、お忙しい中、村本会長様を初め委員の皆様には、本兵庫県河川審議会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。前回の7月27日の審議会以降も日本各地で大雨によります土砂災害や洪水が発生してございます。特に、九州・四国地方を台風14号での記録的な大雨により、尊い人命も奪われておりますし、アメリカではハリケーンカトリーナによります深刻な浸水被害が新聞に大きく報道されたところでございます。幸い本県では、今年はそのような大きな被害は受けておりませんが、警戒を怠らず、気を引き締めて災害の防止に努めてい

るところでございます。

ご案内のとおり、国の社会資本整備審議会では、近年の都市化の進展や異常降雨によります洪水被害が頻発していることを踏まえまして、ダムや河川改修等をあわせ流域における対策など、より効果的な洪水対策の必要性ということが示されてございます。

本県におきましても、昨年の災害によりその必要性を強く再認識いたしまして、いわゆるハードの治水対策のみならず、関係機関と連携しながら、ため池、遊水地などの流域対策、さらにはソフト対策も含めまして、総合的な治水対策に取り組んでいるところでございます。

特に、ソフト対策につきましては、県民の皆様の防災意識の向上を図り、災害時に的確に行動していただけますよう、洪水、土砂災害、津波、高潮の四つの自然災害に対します危険度や避難体制のあり方などを記載いたしましたCGハザードマップを策定しているところでございまして、この8月末に洪水、土砂災害につきまして、一部、県のホームページで公開をさせていただいたところでございます。

また、昨年の水害箇所への復旧状況でございますが、県管理河川で災害改良復旧事業箇所を除きますと、1,573カ所の、いわゆる単災の災害復旧事業がございまして、そのうち、9月末で9割を超える工事を発注し、5割近く工事を完了させております。また、激特、災害助成、災害関連事業等の改良復旧事業につきましても、詳細設計、用地買収を急ぎ、順次工事に着手し、進めてございます。

今後とも、県民の生命・財産を守るために、復旧復興対策、減災対策を推進し、安全・安心な災害に強い県土づくりに全力を挙げていく所存でございます。

さて、本日の議題でございますが、前回諮問をさせていただきました淡路地域の志筑川の河川整備基本方針の答申と、同じく淡路地域の育波川の河川整備基本方針案の諮問と概要説明を予定させていただいております。

今回ご答申をお願いしたいと考えております志筑川は、前回の諮問後にパブリックコメントを実施し、広く県民の方々から寄せられました意見などをもとに、修正を加えまして作成をいたしました基本方針案をご説明させていただきたいと考えております。

また、今回諮問をさせていただきます育波川は、淡路島の、いわゆる通常西浦、播磨灘に注ぐ流域面積約5平方キロメートルの小河川でございますが、昨年10月の台風23号によりまして全川にわたって大きな被災を受け、流域内で広範囲にわたりまして浸水被害を出しております。

このため、災害復旧事業を現在進めているところでございますが、基本方針と整備計画の策定を急ぐ必要がございます。つきましては、今回、概要の説明を行いまして、次回の審議会で基本方針につきましてのご答申をお願いしたいと考えております。何とぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会者（黒田主幹） 次に、本日ご出席いただいております委員の皆様方をご紹介させていただきたいと思っております。

まず、人事異動等によりまして、今回の審議会から新たにご就任いただいております委員のご紹介をさせていただきます。

本日、ご本人の出席をいただいておりますので、お名前だけの紹介とさせていただきます。

お手元の次第の次のページの方に名簿がございますが、名簿の下から3人目の近畿経済産業局産業部長の上村委員です。なお、本日は代理出席をしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、前回、7月の審議会でお名前だけの紹介となっておりました委員で、今回出席していただいております委員につきまして、ご紹介させていただきたい

と思います。名簿の上から6人目になりますが、兵庫県議会議員の藤原委員です。

藤原委員 藤原です。どうぞよろしく申し上げます。

司会者（黒田主幹） 同じく、兵庫県議会議員の杉尾委員です。

杉尾委員 杉尾です。よろしく申し上げます。

司会者（黒田主幹） 兵庫県町村会の副会長で、播磨町長の佐伯委員です。

佐伯委員 佐伯です。よろしく申し上げます。

司会者（黒田主幹） それでは、ただいまご紹介させていただきました委員以外で、本日出席していただいております委員のご紹介をさせていただきます。お手元の名簿順に紹介させていただきます。

まず、村本会長でございます。

村本会長 村本です。どうぞよろしく申し上げます。

司会者（黒田主幹） 道奥委員でございます。

道奥委員 道奥です。よろしく申し上げます。

司会者（黒田主幹） 谷口委員でございます。

谷口委員 谷口です。どうぞよろしく。

司会者（黒田主幹） 加古委員でございます。

加古委員 加古でございます。よろしく。

司会者（黒田主幹） 保田委員です。

保田委員 保田でございます。よろしく申し上げます。

司会者（黒田主幹） 山中委員です。

山中委員 よろしくお願いたします。

司会者（黒田主幹） 上村委員代理の岡部様です。

岡部氏 岡部でございます。

司会者（黒田主幹） 吉田委員代理の平野様です。

平野氏 よろしくお願いたします。

司会者（黒田主幹） 谷本委員代理の松村様です。

松村氏 松村です。よろしくお願いします。

司会者（黒田主幹） 続きまして、県側の出席者を紹介させていただきます。

その裏側に県の出席者名簿がございますので、参考にしてください。

先ほどごあいさつ申し上げました土木局長井上でございます。

井上県土整備部土木局長 井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者（黒田主幹） 河川計画課長の田中でございます。

田中河川計画課長 どうぞよろしくお願いします。

司会者（黒田主幹） 河川整備課長の窪田でございます。

窪田河川整備課長 窪田でございます。どうぞよろしくお願いします。

司会者（黒田主幹） 淡路県民局県土整備部長の原田です。

原田淡路県民局県土整備部長 よろしくお願いたします。

司会者（黒田主幹） それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第2条の規定によりまして、会長が行うことになっております。

それでは、村本会長よろしくお願いたします。

村本会長 それでは、本審議会の運営要綱に従いまして、議長を務めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。先ほど土木局長のご挨拶にありましたように、昨年、兵庫県下では近年にない大きな水害を受けました。10月20日ですので、明日でちょうど1年になります。後ほど審議いたします志筑川、育波川でも大きな被害を受けました。最近、河川環境の問題がシフトしていますが、水害は最大の環境破壊ですので、そういった視点から基本方針に関してご審議いただきたいと思います。

それでは、お手元の次第に従って議事を進めますが、その前に、後日作成いたします本日の議事録の署名人を定めさせていただきたいと思えます。運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名する委員に署名して頂くことになっております。今回は道奥委員に議事署名人をお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次に、審議会の公開についてですが、兵庫県河川審議会運営要綱第6条第1項の規定に基づきまして、本審議会は原則公開となっております。本日の議案につきまして、同項ただし書きの非公開とする議案があるかどうか、事務局のお考えをお聞かせいただきたいと思いますと思えますが、いかがでしょうか。

事務局（黒田主幹） 本日の議案につきましては、答申予定の志筑川水系河川整備基本方針案と、それから諮問予定の育波川水系河川整備基本方針案でございますので、特に非公開とする必要はないというように考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

村本会長 ただいま説明がありましたように、特に公開に対して差し支えないということですが、ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、本日の審議会はすべて公開とさせていただきますと思えますが、よろしいでしょうか。

傍聴者は何名いらっしゃいますか。

事務局（黒田主幹） 傍聴者1名でございます。

村本会長 お一方ですね。私の方からお名前を紹介させていただきますが、塩土さんが傍聴されますので、よろしくお願いいたします。

傍聴に際して、お手元にある注意事項等をお守りいただきたいと思います。

それでは議事に入りますが、その前に、審議会では県内にある多くの二級河川を取り扱いますので、それらの位置づけを皆さんに理解していただくために、このA3判の資料が準備されています。その概要に関して事務局の方からご説明をお

願いたします。

事務局（古高利彦） 河川計画課計画係の古高と申します。10月から参りました。どうぞよろしく願いたします。

では、失礼して座らせていただいてご説明をいたします。

それでは、県内二級河川の概要につきまして、A3の参考資料を用いましてご説明をいたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目が県の管内河川図でございます。

河川の流域を赤い点線によりまして分割をしております。流域に着色をしておりますのが、現在、河川事業を実施中、または今後実施を予定しております、基本方針の策定を優先的に実施をしております二級の水系でございます。全部で34水系でございます。このうち、下の方になりますが、黄色で着色をしました水系が今回ご審議をいただきます淡路地域の志筑川、そして育波川の2水系でございます。

青色の水系は、既に基本方針の答申をちょうだいしておりますもので、全部で21の水系がございます。また、緑色の水系でございますが、これは今後諮問をさせていただきます予定のもので、残り11ということになってございます。

それから、次のページへ参りまして、それぞれの、ただいまの34水系の概要をまとめました一覧表でございます。着色と番号につきましては、先ほどの前ページの流域図と合わせております。

それから、表の左側の方では、河川ごとにその規模、あるいは重要度をあらわします流域面積、流域内の人口と資産、それから流域の土地利用の状況、こういったものを整理しております。

それから、表の中ほどより右側では、基本方針におけます治水の計画規模、基準地点、基本高水流量、計画高水流量などをまとめてございます。

なお、一番下の黄色で着色をしておりますものが、今回ご審議をいただきます二

つの河川の概要ということでございます。

それから、次のページへ参りまして、これまでに審議会に基本方針を諮問いたしました水系におけます基本高水の比流量図でございます。プロットの番号は、先ほどの一覧表の番号と合っております。

比流量と申しますのは、右の下に式を書いておりますが、基準地点の基本高水流量をその地点の集水面積で割ったものでございます。縦軸に比流量、それから横軸に集水面積をとりますと、通常このように、ごらんのとおり右下りの一定の幅を持った領域にプロットが集まるということになっております。

この比流量図と申しますのは、基本方針で定めます基本高水流量が妥当であるかどうか、こういったものを判断する際の目安として用いられるものでございまして、今回ご審議いただきます2水系、赤い点でプロットしてございますが、ともにこういった一定幅、妥当な範囲にあるというふうに考えてございます。

それから、次のページへ参りますが、これは低水流量、先ほどは基本高水でございましたが、低水流量の比流量図でございまして、前回の審議会では会長の方からご意見をいただきまして、今回初めて作成をしてみたものでございます。

低水流量といえますのは、1年を通じまして275日はこれを下回らない流量ということで、それから比流量というのは、右下に式を書いておりますが、基準としております地点のその低水流量を集水面積で割ったものでございます。グラフの縦軸にはその比流量、それから横軸には基準地点の集水面積をとっております。

ただし、流量を正確に把握できている河川が二級の水系の方では非常に少ないといえますことから、ここでは参考としまして一級の水系も含めてプロットして図を作成してございます。

ご覧のとおり、先ほどの基本高水の比流量図とは違いますが、なかなか一定の傾向をつかむことは難しいようにも見えますが、あえて申しますと、図の左側の表六甲河川、新湊川・妙法寺川、こういったものや、今回ご審議をいただきます赤

色で示しました淡路の河川、こういったもののように勾配が比較的急で流域が小さいものは比流量が比較的小さく、図の右側の方になりますが、播磨・但馬地域の河川のように勾配が緩やかで流域の大きいものにつきましては比流量の方も大きくなるといった傾向にあるように見てとれるかと思っております。

また、図の右の方ですが、揖保川や加古川のように、何地点かをとっているんですが、同一の河川の中でも集水面積の大きな下流地点の方が集水面積の小さい上流地点よりも比流量が小さくなるといった傾向にもあるというふうに考えられようかと思っております。これは、推測をいたしますと、その下流地点の方が保水力を持ちます山地部、これが集水面積全体に占める割合が低いといったことでありましたり、また、下流の都市部におけます下水道の整備の進展、こういったものが影響しているのではないかというふうに考えてございます。

それから、最後のページでございますが、これはBODを指標としまして、県内河川の水質の状況をあらわした図でございます。これは、前回もお示しをしましたが、ごく簡単に申し上げますと、右上の凡例のとおり、数値の小さな水色で囲みをした地点は水質がよく、逆に、緑、黄色、そして赤と、逆に数値の大きな地点につきましては、水質が悪いといったことを示しております。

また、その中で東播磨、あるいは阪神間の方で、太い黒枠で囲った地点がごく一部に見られますが、これは右下の凡例にあります河川ごとに設定をされました環境基準値というのがあるわけでございますが、これを満足できていないという地点でございます。

ただし、近年は下水道の普及に伴いまして、こうした点数も減少してきておりまして、県内のほとんどの地点でほぼ満足できる水質の状況になっているというふうに考えてございます。

参考資料の説明は、簡単でございますが以上でございます。

村本会長 どうもありがとうございました。

前回の資料に加えて、利水に絡む低水流量の比流量図を整理していただいたわけですが、低水の流量としてはよく75%流量をとることもあります。大体、低水流量がそれぐらいになるんですかね。低水の流量は非常に測りにくいので、精度の問題等もあるかと思いますが。

7年ほど前に、阪神疏水のまちづくり懇話会でこの資料（会場で提示）が作成されていますが、この中には、参考資料以外の兵庫県のデータも入っています。それと全国の一級河川のデータですから、かなり流域面積は大きいんですが、その比流量がこういった形でプロットされています。その平均値は大体100平方キロ当たり1トンになっており、先ほど説明のあったデータと比較すると、都市河川以外ではそれより高い値になっていますが、都市河川ではかなり低い比流量になっています。二部のコピーを回覧しますので、目を通していただき、最後、事務局でお持ちいただいたらよいと思います。

あと、水質に関しては前回から提示していただいております、こういった治水、利水、環境について、各河川の比較ができる資料が示されているわけですが、これから、治水に対してはどれだけの整備水準にあるかとか、水質に対しては水質基準がどの程度達成されているかといった目で、わかりやすい図を示していただけたらと思います。

それでは、議題に入らせていただきます。

本日は、先ほど局長のごあいさつにありましたように2件ございます。最初の議題は志筑川水系の河川整備基本方針について、前回、知事から諮問された内容に対しまして、本日は答申に向けてご審議いただくということになっており、育波川に関しては、新たに諮問を受けているということでございます。

それでは、まず議題1に関して、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局（古高利彦） それでは、志筑川の河川整備基本方針につきまして、資料1-1、1-2、1-3によりご説明させていただきます。座らせていただき

ます。

志筑川の河川整備基本方針につきましては、前回7月の審議会にお諮りをしましたが、冒頭、若干ご説明があったかと思いますが、この河川は今年の台風によりまして市街地が二度にわたる床上浸水という被害を出しておりまして、新規の治水事業を導入する必要があるということで、基本方針それから整備計画の策定を非常に急いでいるという状況でございます。そのため、審議会への諮問と並行する形で、基本方針の同意権者でございます国等の関係機関との協議を進めてまいりました。その結果としまして、幾つかの修正点がございましたので、パブリックコメントの結果の説明に先立ちまして、その内容をご説明させていただきます。

資料の1-2、A4横のものをごらんください。

前回の審議会の時点から、基本方針案の本文を修正した箇所をまとめてございます。表紙をめくっていただきまして、1ページでございますが、この表には本文の修正を加えました項目、それから修正前の表現、それから修正後の表現、修正理由、こういったものを整理しております。いずれも国及び県の関係機関との協議結果に基づく修正でございます。

まず、1ページ1番目の本文1ページの河川の概要でございますが、これにつきましては、法河川の延長を最新の値に変更したというものでございます。

それから、次に2番目の本文1ページの気候のところでございますが、流域の気候が温暖であるといったことを明確にしますため、全国平均気温との対比ということで追記をしてございます。全国平均気温を追記してございます。

それから、次に3番目の本文1から2ページにございます自然環境の部分でございますが、志筑川と、それから支川としまして宝珠川がございまして、両河川の持つ豊かな自然環境について、現地調査を実施しているわけでございますが、そこで確認をされました内容を、もう少し盛り込んだ方がよいのではないかとというようなご指摘がございまして、表現を追加して全文の構成を見直したといったも

のでございます。

それから、次に4番目の本文3ページの河川利用でございますが、流域の土地利用に占める農地の割合といったものを明確にするということで、記載のような農地面積の割合を追記しております。

それから、次に一番下の本文3ページの治水事業の経緯でございますが、近年の度重なる浸水被害を踏まえまして、今回は放水路を計画したわけでございますが、そのための現状認識としまして、抜本的な治水対策の必要性といったことを追記したというものでございます。

それから、次の2ページに参りまして、1番目の本文4ページ、洪水、高潮等による災害の発生の防止、または軽減に関する事項でございますが、ここでは総合的な被害軽減対策を推進する対象の洪水につきまして、計画規模を超える洪水はもともと書いてございましたが、これに加えて、改修途上の施設能力を超える洪水、こういったものにつきましても考慮をする必要があるということで、表現を追加したものでございます。

それから、2番目の本文4ページの河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項でございますが、志筑川につきましては、流域を越えるような広域的な水利用といったものは想定をしにくいということから、その表現を削除してございます。

それから、3番目の本文4ページの河川環境の整備と保全に関する事項でございますが、川と海が一体となった河川環境の整備というものの位置づけが明確でないといったことから、その表現を削除したものでございます。

それから、次のページへ参りまして、1番目の本文6ページ基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項でございますが、当初、計画基準点を放水路分派後の御大師橋としてございましたが、水系全体を管理する上で、適当な地点に定めることが望ましいということで、計画基準点を放水路分派前の中

田地点に変更をいたしました。ただし、放水路の計画そのものには、全く変更はございません。

また、基本高水のピーク流量そのものにも変更はございませんが、その設定に当たりまして、既往の主要な洪水、こういったものも考慮しておりますことを明確にしますため、あわせて表現をごらんのとおり追加してございます。

それから、次に2番目も、同じく基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項でございますが、ただいまの計画基準点を中田地点に変更したことに合わせまして、洪水調節施設等によります調節流量と河道への配分流量を変更しているものでございます。

次に、3番目の本文6ページの主要な地点における計画高水流量に関する事項でございますが、これも計画基準点の変更に伴いまして、主要な地点として放水路分派後の志筑川の津名橋、それから放水路分派をしまして、流入がございます宝珠川の方の宝珠橋の位置づけ、これらも明確にするために追記をしているものでございます。

それから、次のページに移りまして、これも6ページの主要な地点における計画高水流量に関する事項でございますが、ただいまの主要な地点の変更に伴いまして、計画高水流量図をごらんのとおり、変更をしております。

それから、最後のページに移りまして、1番目の本文7ページ主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項でございますが、これも先ほどの主要な地点の変更に伴いまして、河口からの距離、計画高水位、川幅、これらを変更しております。

最後の欄でございますが、本文7ページの主要な地点における流水の正常な機能の維持に必要な流量に関する事項でございますが、正常流量の決定に関しまして一般的かつ河川の状況に応じた、より適切な内容にすることが望ましいということで、表現を一部変更したものでございます。

以上が、国等の関係機関との協議によりまして本文を修正した箇所でございます。

それでは、続きまして審議会への諮問の後に行いましたパブリックコメントの結果につきましてご説明をいたします。

資料 1 - 3、1枚もの A 4 横でございますが、それをごらんください。

意見募集の期間は、上の方に書いておりますとおり、9月8日から10月7日までの1カ月間で、この間、基本方針に対する県民の意見を広く募集をいたしました。また、河川整備計画案とともに策定をするものでございますが、こちらの方につきましても、同じ期間に意見募集を行っております。基本方針の案、それから整備計画の案を合わせますと7人の方から、内容的には11件というような数の意見が寄せられましたが、このうち基本方針の案に対しますものとしましては、ごらんのとおりお二人の方から2件の意見提出がございました。

なお、整備計画の案の方に対しますパブリックコメントの結果につきましては、別途開催をされます志筑川水系の河川整備計画検討懇談会、こちらの方で同じようにご報告をする予定となっております。

表の方に参りますが、左から関係する本文の章と節、それから意見番号、意見等の概要で、青字で書きましたものがキーワードとなるものでございます。それから、その次に県の考え方、それから本文の記載内容を修正したか否か、右端の欄には意見に関します本文の記載内容や修正内容、こういったものを示してございます。

基本方針案に対するこの2件のご意見はともに、河川整備の基本となるべき事項に関するものでございました。

まず、1番目のご意見でございますが、50分の1の安全性とは、具体的にどういうことを意味するのか、というご質問でございました。

これに関しましては、おおむね50年に1回降るような大きさの降雨で発生する洪水を安全に流下をさせるということでございまして、この方針のもとで基本高

水のピーク流量を今回設定しまして、本文の6ページの3行目以降に盛り込んでおりますので、特にその変更の必要はないものというふうに考えてございます。

それから、次に2つ目のご意見でございますが、放水路は、中田の佐古地区より志筑の明神へトンネルで分水してはどうか、とのご意見でございます。現在は、放水路を中田地点から北側にあります支川の宝珠川へ向けまして、開水路で計画をしておりますが、これを逆に南側の志筑の明神という方面へ向けましてトンネルで分水してはどうかというものでございます。

これに関しましては、書いておりますように、放水路のルートにつきましては、現案のほかに、ご意見にもありました南の明神方面へ分水する案などについても比較検討しておりますが、施工性、経済性等を総合的に勘案した結果としまして現案を選定してございます。そして、この方針のもとで主要な地点におけます計画高水流量を設定しまして、本文6ページの6行目以降に盛り込んでおりますので、これにつきましても変更の必要のないものと考えてございます。

以上がパブリックコメントの意見と県の考え方でございます。

ただいまご説明をしましたとおり、結果的にパブリックコメントの意見によります本文の修正はございませんでしたので、さきに資料1-2でご説明をしました内容が本文のすべての修正箇所ということでございます。これらを反映しまして、修正箇所に下線を施しまして、本文全文をお示ししたものが資料の1-1といったことになってございます。

志筑川水系の河川整備基本方針案についての説明は、以上でございます。

村本会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関して、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

なお、この会議では速記を入れておりますので、発言に際しては、最初にお名前をおっしゃっていただきたいと思っております。いかがでしょうか。パブリックコメントは2件ということですので、整備計画の方を合わせると13件になるんですか。

事務局（古高利彦） 全部で11件でございます。

村本会長 前回、道奥委員から、こういったパブリックコメントが少ないのは問題じゃないかというご発言もあったんですが、何かその後工夫されたことはありますか。ございませんか。

これからいろいろお考えいただきたいと思いますが、修正点が多かったのは、国交省と関係機関からの指摘によるものです。この河川は、放水路計画があるということで、かなり厳密な表現への修正、それから基準点の見直し等々あったんですが、基本的な内容修正はないようにと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

山中委員 山中ですが、昨年大きな被害で、地元の方々も随分ご苦労があったというふうに思うんですが、この計画をまとめるに当たって、地元の、何ていいますか、合意というか、コンセンサスというか、そういうものは得られているのかどうかお聞きしたいと思います。

田中河川計画課長 失礼します。河川計画課長、田中でございます。

今、山中委員の方からご質問がございましたが、先ほどからご説明申し上げましたとおり、この基本方針の審議と並行させていただきまして河川整備計画、これにつきまして、地元の住民の方々も入っていただきました「志筑川水系河川整備計画検討懇談会」というものを、ことしの6月から設立しまして、これまで3回検討を行っております。その中で、この志筑川につきましては、放水路計画というのが非常に大きなポイントになっておりまして、当然、志筑川から宝珠川に放水するわけでございますけれども、宝珠川流域の委員さんからも、かなりいろいろご質問等をいただいております。ただ、懇談会の中でいろいろとご説明する中で、おおむね基本的には合意を得ているのではないかなと思っております。

ただ、先ほど説明させていただきましたパブリックコメントの中で、整備計画に対するご意見の中には、その放水路計画に関するご意見もいただいておりますの

で、その辺は、次回、その整備計画の検討をする懇談会の中で十分説明してまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

村本会長 そのほか何かご質問、ご意見等ございますか。

道奥委員 道奥ですが、関係部局との調整で、特に自然環境のところの生物の関係、非常に具体的といいたいまいしょうか、一つ一つ事細かに加筆いただいているんですが、ここまで基本方針の中に具体的に名前も含めて、なぜ書き込む必要があったのかということと、もちろん、これは河川の状態が変わるから生態系への影響が懸念されることでこれ書かれたんだと思いますが、そうしましたら、例えば、こういった生物と水量とか水質との関係が、多少は言及されていてもいいのかなと思うのですが、水質はもう全然別ものというか、独立にさらっと流されて、生物と非常に関連の深い項目であるにもかかわらず、例えば平成13年度からこういう水位であったというような、原因等もちょっとわかりませんのですけども、毎回こういうこれぐらいのサイズの川に対して、これぐらいの生物の記載が必要なのかどうか、放水路計画があるからこういうことになるのか、ちょっとそのあたり経緯を教えていただければありがたいんですが。なかなか大変だと思うんですね、毎回こう生物調査をするというのも。

事務局（古高利彦） 先生の方から今、ご質問がございましたとおり、他河川に比べまして若干、記載のボリュームがふえているかと思えます。

ただ、これは災害の発生後の昨年の12月、それから5月、2回にわたりまして現地調査を実施しまして、前回の審議会でも概要説明を差し上げたかと思うのですが、かなりたくさんの種の多様な動植物が確認をされたという事実がございまして、そういうことを踏まえまして、国の方からもう少し、冒頭にご説明しましたように内容をふやしてはどうかというふうなご意見もありまして、そういった他河川との比較も多少は考えながら盛り込んだ結果にはなっているのですけれど

も、少し確かにボリュームとしては多くなっていようかと思えます。おっしゃるとおりかと思えます。

それに比べまして、ほかの部分についての表現がやや手薄なのも事実かと思っております。これにつきましては、こういうことをごさいますして、今後、複数河川の策定をしまいますので、そういった横並びのものも十分に留意をして、今後は策定に努めたいというふうに考えております。

道奥委員 自然環境の一つ一つの要素というのは、相互に非常に関係していると思えますので、こういう別個に独立した形での記載よりも、相互にどう関係しているかということに留意いただいて書いていただいた方が、河川改修との関係がよくわかるのではないかなというふうに思いました。

村本会長 どうもありがとうございました。

そのほか、何かございますでしょうか。

加古委員 加古でございますが、このパブリックコメントにも出ておりますように、この河川、トンネルにしてはどうかというようなお話もありますが、今、現地を見せていただきました限り、この河川をこのような改修することは必要であると、このように治水上思うわけでございますが、そこで、記載もされておりますように、農地が多いと。その農地を次は河川にする。

河川の基本は、開渠であるのは当然であると思えますが、そこで河川が開渠ありますと、また管理用道路をそばにつくっていかなくちゃならない、こんなことも考えられますし、農地が多いということからトンネルという暗渠という話も出ておるんかなと。確かに、暗渠にしても十分いけるような状況の場所かなと。その開削の状況とあわせて、どのようなというよりも、しなければならぬ、やる必要があるということは十分わかるんですが、そのあたりの農地をよく利用しながら川と河川の管理用道路と両方をつくっていくことになりますので、それ以上に大きな農地が減少する、これを懸念されておるんかなということもありますの

で、開渠でなくして暗渠でこの河川がつかれるものなら、そんなことも一つの手
法かな、そして双方合体した形で治水をやっていただければ、地域の方々もそれ
なりの効果も出てきて、考えることはいいんじゃないかと思われておると思いま
すので、十分とこのトンネルということについての意見について参考にしていただ
ければと、このように思います。

村本会長 何かそれに関連して整備計画でご検討いただいていますか。

田中河川計画課長 失礼します。今、委員ご意見いただきましたように、この
整備計画検討懇談会の中でも開渠いうんですか、放水路だけではなくて暗渠でト
ンネル的に、例えば海の方まで持っていく案とか、途中の河川まで持っていく案
とか、そういうご意見も出ました。それぞれ我々その中身をいろいろ検討させて
いただいて、費用の面ももちろんそうですけども、管理する面も含めまして、そ
れとあのあたりは地形的に非常に緩い勾配のところでございますので、そういっ
たことも考慮して検討した結果、この場所ではやはり暗渠よりも開渠でせざるを
得ないと、そういう方向づけがなされました。こういうことで、今回その案でご
提案申し上げているわけでございます。

いろいろとそのケース・バイ・ケースで考えていきたいなというふうに考えてお
ります。

村本会長 一応、比較検討はされたということですね。

よろしいでしょうか。そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまご審議いただきました志筑川水系河川整備基本方針案につき
まして、原案どおり決定させていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村本会長 それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、続きまして2番目の育波川水系の川整備基本方針についてご審議いただき

たいと思います。

内容につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局（鶴崎尚夫） 失礼します。河川計画課の鶴崎と申します。よろしくお願いいたします。

これからスライドを使用して、前のスクリーンに映させていただきまして説明させていただきます。お手元の説明資料にも同じような図や表を記載しておりますので、同時にごらんになりながら、お聞きいただければと思います。

それでは、失礼して座って説明させていただきます。

ただいまから育波川水系河川整備基本方針案の説明を行います。

まず、育波川水系の概要について説明させていただきます。

育波川は、淡路島北部の淡路市に位置し、その源を生田畑に発して北西に流下し、下流部では農地の間を蛇行しながら播磨灘に注ぐ二級河川でございます。

流域面積は約5.4平方キロ、法定河川延長は約2.7キロメートルで、上流から河口に至るまで、ほぼ掘り込み河道の形となっております。

流域内には、神戸淡路鳴門自動車道が横断しており、北淡インターチェンジが設置され、淡路市における道路交通の拠点の一つとなっております。

流域の土地利用は、山地が流域の約5割を占めており、中流部から下流部にかけては農地が多く存在しております。

河道の状況についてですが、育波川は今年の台風23号で、ほぼ全川にわたって大きな被害を受けております。そのため、被害の状況を中心に説明させていただきます。

スライドの写真はお手元の資料から抜粋したものを載せておりますので、写真の番号は資料に合わせておりますので番号が若干飛んでおりますけども、よろしくお願いいたします。

左側の写真は、育波橋付近から上流、は細川西第一橋付近で、上段は被災前、

下段は被災後の写真でございます。右の の被災後の写真では、赤色の破線の部分なのですが、橋梁が流出してしまっている様子がわかります。

次、 は細川新橋付近、 は岩神橋付近の写真でございますが、岩神橋が流出してしまっていることがわかります。

次、左側が 9、右側が 12 でございますが、この写真では井堰や落差工等の横断構造物も被災していることがわかります。

次、左側 14 番は、神戸淡路鳴門自動車道から上流部の写真ですけれども、中央付近に赤色で元河道左岸位置と書いてありますが、ここでは洪水がもともと蛇行していた河川の左岸側を乗り越え、まっすぐに流下したことがわかります。

19、20 番は、法河川上流端付近の写真でございますが、このあたりでも護岸や横断構造物等が被災している状況がわかります。

続きまして、航空写真による流域の変化の概要でございますが、昭和 23 年と昭和 49 年の航空写真による、まず比較でございます。下の昭和 49 年の写真の育波川下流、赤の実線部分で住宅開発が進行していることがわかります。また、育波川中流、緑の実線部分で山林が切り開かれつつあることがわかります。

続きまして、昭和 49 年と平成 12 年の航空写真による比較でございますが、下の平成 12 年の写真の育波川下流、赤の実線部分で、さらに住宅開発が進められてきております。また、育波川中流、緑の実線部分で圃場の整備が進められております。そのほか、中流部、赤の実線の部分ですけれども、神戸淡路鳴門自動車道が平成 10 年 3 月に開通しております。

次に、旧北淡町の人口についてですけれども、人口及び世帯数は、昭和 30 年から減少しており、平成 14 年では人口 1 万 3 1 人、世帯数 3,221 戸となっております。また、育波地区の人口についても、下の丸印で示しておりますが、旧北淡町と同様、昭和 30 年から減少しており、平成 14 年では 2,854 人となっております。

また、世帯数につきましては、昭和30年の838戸から減少傾向にあり、平成2年では806戸まで減少したものの、平成14年では858戸と横ばいの状態となっております。

続きまして、旧北淡町の産業を昭和45年と平成12年の産業別従業者の割合で見ますと、昭和45年では第一次産業が約45%を占めておりましたものが平成12年では約27%と大きく減少しており、逆に、第三次産業につきまして昭和45年の約35%から平成12年約48%と、第三次産業が大きく増加していることがわかります。

次に、地形・地質についてですけれども、流域の地形は上流域が標高200から500メートルの山地となっており、流域内の最高地点の標高は501メートルとなっております。

中流域は、標高50から200メートル程度の起伏の大きい丘陵地が形成されております。また、下流域は、標高50メートル以下の砂礫台地となっておりまして、河口付近の沖積低地に市街地が形成されております。

地質は、育波川の上流右岸側に走る育波断層の東側に、白亜紀前期の花崗岩類が基盤岩として分布しております。この基盤岩の上位に新第三期の大阪層群が分布し、流域の大部分を占めております。下流域では、河川沿いに河岸段丘が発達し、段丘堆積物及び沖積層が分布しております。

育波川流域の気候についてですけれども、瀬戸内海気候地域に属し、温暖で雨量が少なく、過去10年間の年平均気温は約16.6度で全国平均の約14度より高く、また、年平均降水量は1,200ミリとなっており、全国平均の約1,700ミリより少ない降水量となっております。また、その図のとおり、災害のあった昨年の降水量は過去10年間で最大となっております。

気温と降水量の月別変化を見ますと、月平均気温の最高は8月の27.9度、最低は2月の5.6度で、降水量は6月と9月に多く冬季に少なくなっている傾向が

見られます。

次に、植生についてですけれども、流域の植生は、上流部では淡路島北部の山地植生の大半を占めるモチツツジ・アカマツ群集、下流部では水田雑草群落で構成されており、ウバメガシ・クロマツ群落や常緑果樹園が下流部から中流部の間で部分的に見られます。河岸には竹林が多く、河道内にはヒメムカシヨモギ、シロザなどが生育しておりますが、河床は主に貧栄養の砂礫質で構成されているため、河道内の植生は比較的貧弱となっております。

次に、現地調査の結果についてですけれども、調査は冬季本年の2月、それから春5月、それから夏7月から8月かけて3回行っております。

植物及び陸上昆虫類については、特定種は確認されておられません。

動物については、河口から育波橋周辺の区間には、クロヨシノボリ、イソシギ、コチドリといった特定種が確認されております。

また、全長10センチ程度のウナギの稚魚が多く遡上している様子や、全長5～8センチ程度のアユが群れている様子も確認できました。特に、アユについては育波橋上流の堰によって遡上が妨げられていることが確認されました。

育波橋から岩神橋の区間では、河口部と比較してウナギの稚魚の個体数が少ないことがわかっております。

岩神橋から深谷橋までの区間では、特定種、クロヨシノボリ、コチドリ、アオジが確認されております。

深谷橋の上流では、特定種でありますジムグリが確認されております。

次に、水質についてでございますが、今回、水質調査を行った結果、BODの値は0.5mg/l以下でありまして、上流から下流にかけて水質が大きく変化するような状況は確認されておりませんで、河川水質環境基準の類型指定はございませんけれども、水質は比較的良好であると思われれます。

次に、歴史・文化についてでございますが、流域の周辺では、古代の淡路島を知

る上で重要な遺跡である縄文時代早期の育波堂ノ前遺跡が発見されております。

流域内では、県から指定を受けている天然記念物は常隆寺境内に存在するスダジイ・アカガシ群落の1件のみとなっております。

育波川がある旧北淡町全体を見てみますと、国指定の天然記念物として阪神・淡路大震災によって表出しました野島断層、県指定の天然記念物としましては野島鍾乳洞がございます。特に、野島断層につきましては、北淡震災記念公園において保存・展示されており、重要な観光資源としても活用されております。

そのほか、県から指定を受けている有形文化財としましては、旧原家住宅がございます。

続きまして、河川の利用についてでございますが、育波川の中流域から下流域にかけて農地が多く存在しておりまして、流域内に多くの農業用ため池が設けられております。また、法定河川区間におきましても7カ所、図で黒く示している部分でございますが、7カ所の水利権が存在しております。

治水事業の沿革についてでございますが、経緯でございますが、育波川流域は昭和49年7月の集中豪雨など大雨による洪水被害をたびたび受けてきております。このようなたび重なる洪水被害に対しまして、災害復旧工事や圃場整備事業とあわせた河川改修工事等が行われておりまして、昨年平成16年の台風23号による被害を受けるまでに、法定河川延長2.7キロのほぼすべての区間で護岸工事が完了しておりました。

次に、河道縦断でございますが、河口部で100分の1、最上流部で35分の1と、急流河川となっております。

次に、現況流下能力についてでございますが、西之町農道橋から岩神橋の間や堂田橋から深谷橋の間で流下能力の低い箇所が見られます。

続きまして、昨年の台風23号での雨量状況でございますが、郡家観測所では、20日の16時から17時の1時間雨量で72ミリ、総雨量は388ミリを記録

しております。

そのときの育波橋地点での流量は、痕跡水位から110トン程度であることが推定されております。また、推定した流量を合理式により雨量について逆算した結果、おおむね30年に一度起きる大雨に相当すると推測されております。

台風23号による被災状況についてでございますが、下の写真の水色のメッシュの部分が浸水区域でございます。農地への浸水もさることながら、護岸や橋梁などの公共施設も大きな被害を受けております。

以上が、育波川水系の流域及び河川の状況でございます。

これらを踏まえまして、次に河川の総合的な保全と利用に関する基本方針について説明させていただきます。

育波川におきましては「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」に基づき、河川の状況、水害の発生状況、河川の利用状況、河川環境の保全等を考慮するとともに、淡路市の新市まちづくり計画等を踏まえまして、河川の総合的な保全と利用を図ることを基本方針といたします。

災害の発生の防止または軽減に関しましては、流域の重要度、地域特性、平成16年10月の台風23号による災害実績等を踏まえまして、30年に一度発生する降雨による洪水から沿川を防御することを目的としまして、河積を拡大する等によりまして洪水の安全な流下を図るものとしております。

また、改修途上における施設能力以上の洪水や計画規模を上回るような洪水の発生に対しましては、流域内の関係機関や住民と連携して、情報伝達体制・警戒避難体制の整備を行うとともに、防災意識の高揚を図る取り組みを行うなど地域の防災活動を支援し、被害の軽減に努めることといたします。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しましては、今後とも適正な水利用が図れるよう努めます。また、渇水時には、関係機関への情報提供や収集を行い、円滑な渇水調整に努めます。

また、新たな水需要が発生した場合には、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図ります。

河川環境の整備と保全に関しましては、上下流の連続性を確保するなど、動植物の生息場として良好な河川環境を整備し、多様な植物の生育・生息環境の保全、再生に努めます。

また、人々が川に触れ合うとともに、子供たちの学習の場としての活用もできるような整備を行い、関係機関と連携し、自然観察や環境学習の支援に努めます。

さらに、育波川の下流域には北淡インターチェンジ及び高速バスの停留所が設置されており、河川が人々の目に触れる機会が多いことから、周辺の環境と調和を図りながら、景観に配慮した河川空間の形成に努めます。

次に、河川の維持管理に関しまして、洪水による災害の発生防止または軽減、それから河川の適正な利用、それから流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から適切に行うことといたします。

河川の維持管理のうち、除草やごみの除去等の河川清掃に関する日常管理においては、住民の参画と協働をより推進するための仕組みづくりの支援を行います。

また、土砂や河道内の樹木の管理に関しましては、河川景観や動植物の生息・生育空間として重要であることから、自然環境への影響に配慮しながら、適正な河道を維持していくものといたします。

続きまして、今回の基準地点につきましてですが、感潮区間や、それから下流の市街地の上流端に当たるということでございまして、今回の計画基準地点といたしまして西之町農道橋地点を基準計画基準点といたしております。

基本高水のピーク流量といたしましては、先ほどご説明申し上げましたが、平成16年10月の洪水等の検討をした結果、西之町農道橋におきまして110トンといたします。これを全量河川へ配分することといたします。

次、育波川の主要な地点における計画高水位及び計画横断形における、おおむね

の川幅でございますが、西之町農道橋地点におきまして、計画水位 T P + 6 . 3 9、川幅約 2 0 メートルでございます。

次、流水の正常な機能を維持するための必要な流量に関する事項でございますが、必要な流量につきましては、流況や水収支の把握、その他河川及び流域における諸調査を行った上で決定するものいたします。

最後に、現況流下能力図に計画流量を記載したものでございますが、この流下能力が不足する部分を改良していくこととしております。

以上で、育波川水系河川整備基本方針案に係る説明を終わらせていただきます。

村本会長 資料 2 - 1 は、これはいいんですか。

事務局（鵜崎尚夫） 今の説明のもとに、基本方針案をつくらせていただいたものが資料 2 - 1 になっております。

村本会長 ただいま育波川に関しまして、河川整備基本方針案の説明がありました。何かご質問、ご意見等あれば伺いたいと思います。

道奥委員 道奥です。22 ページの、今ご説明いただいた基本方針のところでは、何点かちょっと教えていただきたいんですけども、最初にお示しいただいたこの地域は、人口がやや減少ないし横ばい傾向であるのに、市街地が広がっているというような妙な現象になって、農地が減ってそれが宅地になっているんだらうと思うんですけども、これとその新市まちづくり計画との兼ね合いといいまじょうか、今回の災害は、たまたま一般資産の被害は非常に少なかったと思うんですけど、なぜ市街地が広がっていくのかということ、はっきりと原因をわかっておらないと、例えば今回は市街地が広がってませんが、将来ひょっとしてそういう浸水の可能性があるような所にも家が広がっていくのじゃないだろうかという心配がちょっとわいてきたりしますので、人口が減っているのに、あるいは横ばいなのに、なぜ市街地が広がっているんでしょうかということ、ちょっと教えていただきたいのが 1 点です。

それから、湧水の正常流量のことですけれども、これは具体的に流況の把握に努めるということは書いておられて、それはそれでわかるんですけど、そしたら把握して維持するのに何ができるのかということが、ちょっと1本川があって、貯留施設もないようなところでどういう対策ができるのか、ちょっとよくわかりません。一般のどこの河川でも、こういったことは基本方針の中に記載されているので書かれているのだとは思いますが、育波川に関してそういうことがあるのかどうか、できるのかどうかということですね、正常流量の維持。

それと、湧水調整で、関係機関の調整とか情報収集ということですが、取水は農業以外は何かされてないように思うんですけど、そういった場合に調整というか、関係機関調整というのがあるのかどうかですね、水利組合同士の調整ぐらいになるのではないかと思いますけど、その辺、実際、一般の河川でいろんな利害関係者が錯綜しているようなところでしたら、湧水調整というのも非常に大きなウエートを占めてくると思うんですけど、こういったところで、そういうふうな検討が必要なのかどうかということ、それを教えてください。

以上、3点です。

事務局（鶴崎尚夫）　　まず、一番最初の人口が減少しつつあるのに、この地域、市街地がなぜ広がっているのかというご質問ですが、これは推測でしかないかもしれませんが、先ほどご説明申し上げました神戸淡路鳴門自動車道が開通しておりまして、この育波川流域内に北淡インターチェンジが開設されております。ということで、利便性がかなり向上しているということで、河口部にかなり住宅地が開発されているのではないかと推測されます。

続きまして、正常流量の対策についてでございますが、確かにこういう小流域の河川で正常流量の補給というのは、非常に難しい問題でございます。

そこで、ここで主な利水者であります農業取水が主なのでございますが、流域内に多数存在しているため池ですね、そのあたりの水利用の合理化というようなも

のですね。実際の水利用実態を把握しまして、今後、いろいろ協議調整の上、合理的な水利用を図っていくというようなことが対策としては考えられると思います。

最後の湯水調整の関係機関ということでございますが、委員ご指摘のとおり、ここでは農業取水しか今のところ取水はございませんので、調整機関といたしましては、おっしゃるとおり水利組合等になるうかと思えます。

村本会長 よろしいでしょうか。

只今のご指摘、重要だと思っておりますが、資料の21ページに浸水区域が出ていて、確かに人家、この場合はかかわってないのですね。

この図にはスケールが入ってないのですが、どのぐらいのはんらん幅、広い所でどのぐらいの幅なのでしょう。その他の図にも、スケール入れていただかないと、わかりにくいと思えますが。

原田淡路県民局県土整備部長 淡路県民局の原田です。この細川西第一橋、それから北淡インターの岩神橋のこの間は、幅で言いますと60メートルぐらいは。要は、上流側四つのため池が切れまして、その土砂がずっと下へ来まして、それが河床にたまっただめに隘水といいますか、川があふれまして、田んぼを走りましたので、川筋が変わったということで、この細川、それから北淡インターのこのあたりがひどくなりました。

村本会長 計画の川幅が20メートルですから、もとの川幅はそれもないのですね。

原田県土整備部長 ないですね。10メートルから15メートルぐらいの。

村本会長 それが5、6倍に広がったということですね。

ここは、洪水ハザードマップなど、土地利用の規制絡みのことはどのようになっているのでしょうか。

田中河川計画課長 この育波川につきましては、まだハザードマップはつくっ

ておりません。これは、情報周知河川ということの指定もしてませんので、今のところその策定はしていません。

私ども二級河川でハザードマップを作成する河川を選定してしまして、その中には入っておりません。

村本会長 何か補足ありますか。

事務局（笹倉康司） 河川計画課の笹倉ですけれども、この育波川につきましては、計画規模で改修がなされるということで、既にハザードマップをつくるとしましてもあふれない、また、あふれたとしても、掘り込み河道ですので被害が出ないということで、つくらないこととしております。

村本会長 昨年は、ため池の決壊でこのようにはんらん域が広がったのですが、今後もこういうことは決してないわけではないので、決壊した場合の現象の周知というのは、私は大事じゃないかという気はするのです。

あと、この基本方針の中にため池についての記述があるのか。やはり、ため池がある流域に関しては、何か注意を喚起するような記述を入れたほうがいいと思いますが。

ほかに何かご意見、ご質問等あれば、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。まだ、皆さんに現地へ行っていただけてないので、ちょっとイメージつかめない方もあろうかと思いますが、いずれ現地を見る機会をつくっていただけるんですね。それを踏まえてご意見いただいてもいいと思いますが。

いかがでしょうか。きょうの概要説明の範囲で何か、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

山中委員 一つは、道奥先生も言われたんですが、明石海峡大橋がかかってからの大体、何ていうんですかね、地域の動きというか、例えば、物流とか工場とか、そういうこと全体も含めて、少し淡路全体の動きを少し把握された上で計画を決めていかれるのがいいんじゃないかというふうに思います。

それから、先ほどの委員長から、表を見せていただいた中で、大体これ100分の1とか50分の1の安全度であったのが、今度はこの川についてはちょっと低いということにつきまして、この辺のところはどういうことかということと、この被害も少し大きな被害なんですけど、ほとんどが農地がつかっているような状態なのかなという、その確認をもう少ししておきたいと思います。

事務局（古高利彦） ただいまの点につきましてのご回答に際しまして、パワーポイントを少し用意したいと思いますので、お待ちください。

県内の河川につきましては、計画規模の決定に手順として、一応の指針というか、目安をつくってございます。まずは1番目にありますとおり、河川の位置してありますブロックの重要度でA・B二つのランクに分けます。淡路地域につきましてはBという方に属すということで、60分の1というような目安としての確率をまず設定しております。

それから、2番目としまして、その河川の想定氾濫区域内の人口及び資産、こういったものの集中の度合いによりましてAからDの四つのランクに区分をしております。この育波川につきましては、最も少ないDということで区分がなされます。この二つ、
、
を重ね合わせまして、いろいろな組み合わせができるわけですが、今回、育波川につきましては、今申しましたとおりBDという組み合わせになってまいります。次、お願いします。

これは、最初に申しました河川の位置するブロックの評価ということで、最初に申しましたとおり、淡路島は右にありますとおりB、60分の1以下という設定で考えてございます。

それから、もう一つの方の指標でございますが、想定氾濫区域内の人口ということで、AからDの四つのランクに区分をしております。育波川につきましては、この区域内の人口が100人、Dといたしましても100人未満、さらに1けた違うといたしますか、それから資産につきましても1けた違いまして、17億程度で

あったかと思えます。したがって、その下にあります50分の1から30分の1程度というような評価になってまいります。

これは、別の河川の事例でございますが、いろいろなケースを想定したものでございますが、育波川につきましては、今申しましたとおりBDという組み合わせになりますので、両方を重ね合わせた50分の1から30分の1というような規模になるかと考えております。

この中で、先ほど申しましたとおり、特に人口、資産につきましては、Dのランクといたしましても100人未満、あるいは10数億ということで、Dの中でもかなり下ということになりますので、その幅を持った中で一番下になりますが、30分の1程度が今回、育波川については妥当であるというような評価をしての今回の決定ということになってございます。

以上でございます。

村本会長 よろしいでしょうか。

そのほか、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほどちょっと言いましたように、また現地を見ていただいて、次回のこの会議までに、事務局の方へご意見をお寄せいただければと思います。

また、今日は概要を非常に短時間で説明していただいたので、ご理解できないところもあったかと思えますが、次回までかなり余裕があります。また、パブリックコメントを1カ月かけて聴取するということもありますので、ぜひ資料を見ていただいてご意見をお寄せいただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議題は終わりましたが、今後の会議予定等、何か事務局の方でお話があれば、お願いします。

事務局（黒田主幹） 事務局の黒田でございます。

次回の審議会でございますが、一応3月中旬ごろを予定しております。お忙しい時期ですが、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、今お話に出ておりました育波川の現地調査の関係につきましては、来月下旬ごろまでにはさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。また後日、詳細につきましては連絡させていただきますので、よろしく願いします。

村本会長 それでは、これで終わらせていただきます。

事務局（黒田主幹） どうもありがとうございました。